

外国人材受入の必要性

- 建築物衛生法の適用対象となる**特定建築物(※)**が年々増加する中、**ビル・建物清掃員の有効求人倍率は近年高い水準で推移**し、平成29年度には2.95に達しており、人材の確保が困難な状況。
- 人材不足によりビルクリーニング業務が適切に行われなくなれば、**建築物の衛生状態が悪化し、利用者の健康がそこなわれるおそれがある**ことから、その防止のために、外国人の受入れが必要。(業界からも強い要望あり。)

※特定建築物：興行場、百貨店、店舗、事務所、学校等の用に供される建築物で、延べ面積が3,000平方メートル以上(小学校、中学校等は8,000平方メートル以上)のもの

ビル・建物清掃員の有効求人倍率の推移

平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
1.60	1.94	2.24	2.64	2.95

特定建築物の推移

平成24年 3月末	平成25年 3月末	平成26年 3月末	平成27年 3月末	平成28年 3月末	平成29年 3月末
42,905	43,351	43,876	44,353	44,801	45,251

想定する具体的な業務内容・技能水準

- 多数の者が利用する建築物の内部の清掃作業。
- 場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるといった専門性・技能が要求される(技能実習2号移行対象職種)。

ビルクリーニング分野に関する生産性向上と人材確保 に向けた取組について

生産性向上のための取組

- 資機材メーカーと協力した効率的な清掃機械の開発
- 清掃ロボットの導入講習会の実施等によるロボット化の普及促進

高齢者・女性・若年者雇用のための取組

- (公社)全国ビルメンテナンス協会においてビルメンテナンス業高齢者雇用推進ガイドラインを策定し、業界の高齢者雇用を推進(平成17年)
⇒ビルクリーニング業においては、高齢の従業員の比率が高い(従業者のうち65歳以上の高齢者は37.2%)状況
- 従業者のうち女性が70.9%を占めており、従前より女性を積極的に雇用
- 技能検定資格であるビルクリーニング技能士について、技能レベルを段階毎に確認できるよう、単一等級から複数等級(1級~3級)に制度変更(平成28年)
⇒経験年数が少ない若者が、自分の技能レベルを確認しつつ意欲をもって業務に従事できるような環境を整備

賃上げに向けた取組

- 厚生労働省においてビルメンテナンス業務に係る発注関係事務の運用に関するガイドラインを策定(平成27年)
⇒ビルメンテナンス業者が品質確保の担い手を中長期的に育成・確保するための適正な利潤を確保できるよう、国や地方公共団体等に対して、最新の労務単価等を的確に反映した積算を行うなど、適切な発注をするよう働きかけ



業界を挙げて生産性向上と人材確保の取組を行っているものの、
人手不足は年々拡大傾向

○ビルクリーニング分野別運用方針概要

分野		ビルクリーニング
1 人手不足状況	受入れ見込数 (5年間の最大値)	37,000人
2 人材基準	技能水準	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験
	日本語能力水準	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)
3 その他重要事項	従事する業務	建築物内部の清掃
	雇用形態	直接
	受入れ機関に対して 特に課す条件	・厚労省が組織する協議会に参加し、必要な協力を行うこと。 ・厚労省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。 ・「建築物清掃業」又は「建築物環境衛生総合管理業」の登録を受けていること。

○ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験について

(技能水準)

建築物の内部を対象に、場所、部位、建材、汚れ等の違いに対し、作業手順に基づき、自らの判断により、方法、洗剤及び用具を適切に選択して清掃作業を遂行できるレベルであることを認定するもの。

(評価方法)

試験言語: 日本語

実施主体: 公益社団法人全国ビルメンテナンス協会

実施方法: 実技試験

実施予定地: 【国外】ベトナム(その他検討中) 【国内】数カ所(地域ブロック単位の開催を検討中)

実施時期: 平成31年秋以降